



市議会・選挙

市議会

市議会のしくみ

市議会は、市の自治に関する事項について、その意思を決定する議決機関です。条例や予算を議決するほか、市の事務の監視などを行っています。

また、自らの判断と責任において実際に事務を行うのが、市長や教育委員会などの執行機関です。

議決機関(市議会)と執行機関(市長等)は対等の立場に立って、よりよい大館市政の実現のために努力しています。

議員

市議会は、選挙で選ばれた、市民の代表である市議会議員によって組織されます。本市の市議会議員の条例定数は26人で、任期は4年です。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から議会の選挙で選ばれます。議長は、議場の秩序を保ち会議を円滑に進めるほか、議会を代表する重要な役割を果たします。副議長は、議長が病気や辞職などで不在となったときに、議長の職務を務めます。

本会議

全議員で構成する会議で、定例会と臨時会があります。

定例会

定期的に招集される会議です。

市では条例により年4回、通常は3月、6月、9月、12月に開催します。

臨時会

特定の事件に限って審議が必要な場合に随時招集される会議です。

一定例会の流れ

本会議	開会	
	議案等の上程	市長が提出議案等を説明します
	一般質問	議員が市政全般について質問し、市長等が答弁します
	議案等の付託	議案等の審査をそれぞれ所管する委員会に委ねます



常任委員会	各委員会で議案等を審査します
-------	----------------



本会議	委員長報告	委員会の審査の経過と結果を報告します
	報告事件の審議(質疑・討論・採決)	各委員会の審査結果に基づいて、全議員で議案等の可否を決定します
	閉会	

委員会

議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されます。

常任委員会

市の事務は広範で多岐にわたり、しかも専門化・技術化しているため、合理的・能率的に議案や請願・陳情などを調査・審査するために、部門別に設けられている常設の委員会です。議会には4つの常任委員会が設置されており、全議員がいずれかの常任委員会に所属しています。任期は2年です。

常任委員会	定数(人)	所管事務
総務財政	7	総務部、会計課、総合支所、消防本部、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項、他の常任委員会に属しない事項
厚生	7	市民部、福祉部、市立病院
教育産業	6	産業部、観光交流スポーツ部、教育委員会、農業委員会
建設水道	6	建設部

議会運営委員会

議会を円滑に運営するために設けられている常設の委員会です。会期の決定や日程、一般質問の順序など、議会の運営に関することや議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する、議長の諮問に関するなどについて協議します。委員定数は議会の議決によって定め、任期は2年です。

特別委員会

常任委員会、議会運営委員会のほかに、特定の事件を審査するために必要である場合に臨時的に設置される委員会です。市議会では、市の歳入歳出予算の執行実績である決算の内容を審査し、適法・正当であるかを確認するため、「一般・特別会計決算特別委員会」と「企業会計決算特別委員会」を毎年9月定例会において設置し、その審査結果に基づいて前年度決算の認定・不認定を決めます。



市議会への請願・陳情

問 議会事務局 議事調査係 ☎43-7108

市政などについての意見や要望があるときは、いつでも、誰でも市議会に対して請願書や陳情書を提出することができます。提出された請願(陳情)書は、議会で審議が行われ、願意が妥当であれば採択されて市長等に送付されます。

提出方法

請願(陳情)書には決まった様式はありませんが、次の要領で提出してください。

- 議長宛てに提出してください。
- 請願(陳情)書には、趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所(法人の場合は、名称及び所在地)を記載し、請願者(法人の場合は、代表者)が署名または記名押印してください。
- 請願書には紹介議員の署名または記名押印が必要です。

市議会を傍聴してみませんか

市議会の定例会、臨時会の本会議は一般市民に公開されていて、会議の様態をどなたでも傍聴することができます。

傍聴をご希望のかたは、市役所5階の傍聴席入り口までお越しください。本会議は通常、午前10時(最終日は午後1時)に開会します。

※日程や開会時刻等については、議会事務局までお問い合わせください。

傍聴の受け付けは本会議の開会15分前から行います。「傍聴人受付簿」に、住所、氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴してください。

先着順で定員になり次第、締め切らせていただきます。なお、団体での傍聴をご希望される場合は、あらかじめ議会事務局までお問い合わせください。

● 次のことにご注意ください

酒気をおびているかたやプラカード、旗、楽器などを持っているかたは傍聴席に入ることはできません。また、傍聴中に発言すること、拍手などで可否を表明すること、飲食、写真・動画の撮影、録音を禁止しています。

● モニター中継でもご覧いただけます

本会議当日の様態は、市役所本庁舎1階ラウンジ、比内・田代両総合支所のホールに設置しているモニターで生中継しています。

おおだて市議会だより

問 議会事務局 議事調査係 ☎43-7108

市議会では、定例会や臨時会の本会議の概要をはじめ、常任・特別委員会の活動、市議会全般にわたる活動を皆さんにお知らせするため、「おおだて市議会だより」を年4回(2月・5月・8月・11月)発行しています。

「おおだて市議会だより」は、「広報おおだて」と一緒に皆さんの自宅に配布しています。また、市役所や比内・田代両総合支所にも設置しています。

選挙

選挙権と被選挙権

公職の種類	公職の任期	選挙権	被選挙権
衆議院議員	4年	日本国民で満18歳以上のかた	日本国民で満25歳以上のかた
参議院議員	6年		日本国民で満30歳以上のかた
知事	4年	日本国民で満18歳以上のかたで、3カ月以上県内の市町村に住所があるかた	日本国民で県議会議員の選挙権を持つかたで、満25歳以上のかた
県議会議員			
市長		日本国民で満18歳以上のかたで、3カ月以上大館市に住所があるかた	日本国民で満25歳以上のかた
市議会議員			日本国民で市議会議員の選挙権を持つかたで、満25歳以上のかた

投票所入場券:はがき【選挙のご案内】

投票所入場券は、選挙人名簿に登録された選挙人本人であることの確認をスムーズにし、棄権を防止するために交付されるものです。

入場券がなくても選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票することができます。

入場券が届かない、入場券を失くしたというようなときは、投票所の受け付けでお話いただくか、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由により投票所で投票できないかたは、投票日前でも、直接投票箱に投函できる期日前投票制度をご利用ください。

期日前投票ができる期間

選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日までの、毎日午前8時30分から午後8時まで。

(注)いとく大館ショッピングセンターは時間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票ができる場所

4カ所で行っています。場所は次のとおりです。

- 市役所
- 比内総合支所
- 田代総合支所
- いとく大館ショッピングセンター

不在者投票

投票日に旅行や仕事の都合により、他の市区町村に滞在中のかたまたは指定病院・老人ホーム等に入院・入所中のかたは、滞在地の選挙管理委員会や入院中の病院などで投票ができる「不在者投票」をご利用ください。

詳しくは、こちらから

